株式会社シャノン

証券コード：3976

第18期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2019年１月30日（水曜日）
午前10時
※受付開始は、午前９時30分を予定しております。

開催場所 東京都港区芝五丁目29番14号
田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター

SHANON
Marketing is Science

目　次

定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 22
計算書類…… 25
監査報告書…… 28

証券コード　3976
2019年１月11日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目13番16号
株 式 会 社 シ ャ ノ ン
代表取締役社長　中　村　健一郎

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2019年１月30日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2. 場　　所　東京都港区芝五丁目29番14号　田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. **第18期（2017年11月１日から2018年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**
2. **第18期（2017年11月１日から2018年10月31日まで）計算書類の内容報告の件**

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shanon.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
本招集ご通知添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2017年11月１日から
2018年10月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループが属するクラウドサービス市場においては、クラウドサービスを利用している企業の割合は引き続き上昇傾向にあります。総務省の平成29年「通信利用動向調査」によると、平成29年度末におけるクラウドサービス利用企業の割合は56.9%（前年46.9%）に拡大しており、半数を超える割合となりました。また、同調査によると、資本金規模別のクラウドサービス利用状況においても、資本金規模に関わらずその利用率は拡大傾向にあり、クラウドサービス利用の裾野が広がりを見せております。また、2018年１月には株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITR Market View：SFA／統合型マーケティング支援市場2018」において、当社グループが属する統合型マーケティング支援市場の2016年度の売上金額は107億7,000万円、前年度比60.7%増と大幅な増加となりました。統合型マーケティング支援への注目が近年急速に高まっている中、参入ベンダーの増加も相まって市場は急速な伸びを示しており、2017年度も同様の傾向が続き、前年度比50.4%増と引き続き高い伸びが見込まれております。その中で、当社の統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』が、統合型マーケティング支援市場におけるベンダー別売上金額シェアで、７年連続（2010年度～2016年度）１位、統合型マーケティング支援BtoB向け市場におけるベンダー別売上金額シェアで、５年連続（2013年度～2017年度(予測)）１位（出典：ITR「ITR Market View：SFA／統合型マーケティング支援市場2018」及び「ITR Market View：マーケティング管理市場2013～2017」）を獲得しております。

その一方で、引き続き、採用環境に大きな変化は見られず、営業やサービス導入等の一部の職種における採用活動が当初想定通りには進捗しなかったことも当連結会計年度の業績に影響を与えました。マーケティングオートメーションサービスについては、受注獲得までのリードタイムが長期化する傾向にある大規模案件において、その受注時期が想定以上に後ろ倒しとなり、納品も翌期以降となってしまった案件が複数発生しました（主にプロフェッショナルサービス売上に影響）。また、中規模向けの新規受注獲得の強化に向けた施策（教育、営業組織体制の強化）については、一定の成果を得ることができたものの、採用進捗の遅れ等による影響を完全には補うことができませんでした。その結果、売上高

は期初予想に対して未達となりました。費用については、採用進捗遅れに伴い人件費や採用費の計上が想定よりも低くなったこと、採用や受注の進捗に連動させている広告宣伝費の調整や支払手数料を想定よりも削減できたこと等により期初予想に対して一定程度抑えることができましたが、売上の未達による減収分を吸収するまでにはいたりませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,803,022千円（前期比13.6%増）、営業損失は31,280千円（前期度の営業損失48,847千円）、経常損失は30,491千円（前期度の経常損失62,474千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は31,257千円（前期度の親会社株主に帰属する当期純損失326,022千円）となりました。

当社グループはマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりであります。

① マーケティングオートメーション

当サービスについては、受注獲得までのリードタイムが長期化する傾向にある大規模案件において、その受注時期が想定以上に後ろ倒しとなり、納品も翌期以降となってしまった案件が複数発生したこと（主にプロフェッショナルサービス売上に影響）や、採用進捗の遅れの影響等により、サブスクリプション売上、プロフェッショナルサービス売上ともに、期初予想に対して未達となりました。

一方で、注力してきた中規模向けの営業組織に対する教育や営業組織体制の強化については、十分とは言えないまでも、一定の成果を得ることができました。その結果、当連結会計年度において新規獲得したサブスクリプション（月額定額）契約額は、前期比で76.2%増加し、解約額を差し引きした純増額（アップグレード、ダウングレードは含めていない）は前期比337.1%の増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における契約アカウント数は、375アカウント（前期比11.3%増）、当連結会計年度における売上高は1,172,820千円（前期比5.7%増）となりました。

② イベントマーケティング

当サービスにおいては、前連結会計年度のリピート案件、新規案件ともに順調に推移しました。また、前連結会計年度の途中から発生しているイベントプロデュースに関連する案件の売上高も順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は630,202千円（前期比32.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は148,998千円で、主なものは自社利用ソフトウエアの開発であります。

(3) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第15期 (2015年10月期)	第16期 (2016年10月期)	第17期 (2017年10月期)	第18期 (2018年10月期) (当連結会計年度)
売上高（千円）	－	1,534,160	1,586,714	1,803,022
経常利益または経常損失（△）（千円）	－	42,648	△62,474	△30,491
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）（千円）	－	36,832	△326,022	△31,257
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)（円）	－	35.84	△244.04	△22.61
総資産（千円）	－	1,043,105	1,025,913	1,041,715
純資産（千円）	－	443,719	357,266	330,714
1株当たり純資産額（円）	－	367.82	259.11	237.87

(注) 1. 当社は、第16期より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、2016年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第15期 (2015年10月期)	第16期 (2016年10月期)	第17期 (2017年10月期)	第18期 (2018年10月期) (当事業年度)
売上高（千円）	1,411,473	1,534,160	1,586,714	1,803,022
経常利益または経常損失（△）（千円）	36,225	45,596	△64,885	△23,067
当期純利益または当期純損失（△）（千円）	30,434	39,780	△360,704	△23,832
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)（円）	30.47	38.71	△270.00	△17.24
総資産（千円）	897,035	1,076,715	1,019,977	1,043,261
純資産（千円）	266,745	477,476	354,539	336,583
1株当たり純資産額（円）	267.05	395.80	257.14	242.09

(注) 当社は、2016年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いましたが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループの事業拡大に伴い人員拡充とさらなる社員の能力の向上が必要であると考えております。当社グループでは即戦力の人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。また、人材育成・開発を重要課題と位置づけ、新入社員、管理職対象等の階層別研修の実施、外部研修の受講支援、専門資格の取得推奨、コンサルティング力・技術力習得・向上に特化した勉強会の実施等を推進してまいります。

② 製品開発投資の促進

当社グループは国内マーケティングオートメーション製品市場において、市場創造と拡大に貢献してまいりました。しかしながら、外資系競合会社が近年日本市場へ参入し、競争が一段と激化してきております。また、多様化するデバイスや増加するマーケティング手法により、マーケティングが今後より複雑化していくものと予測しております。こうした状況の中で、当社グループは今後の成長性を確保し、競争優位性を高めるため、主力製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』の高機能化・新機能化を実現すべくさらなる製品開発投資を推進してまいります。

③ 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループは、競合企業である米国のグローバル企業と比較して、認知度が不足していると認識しております。今後、さらなるシェア拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えます。当社グループはデジタルマーケティング、イベントマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。なお、株式上場による、社会的認知度の向上も意図しております。

④ 既存事業の収益拡大

マーケティングプラットフォーム事業の安定収益基盤となっている当社製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』のサブスクリプション収入の拡大については、価格に見合った満足度の高いサービスを提供し新規利用顧客の拡大に取り組んでまいります。他

方、既存顧客に対しては付加価値サービス機能の利用提案、有償保守サービスの強化等を通じサブスクリプション収入の増加を図ってまいります。
　またマーケティングオートメーション機能の継続的な改善、ヘルプデスク等による製品のテクニカルサポート対応の充実化等を通じ顧客満足度を維持・向上させ利用契約の更新率の向上を図ってまいります。このような取り組みによりマーケティングプラットフォーム事業の生産効率及び利益率の向上に努めてまいります。

⑤　当社及び当社が属する業界の健全な発展
　『シャノンマーケティングプラットフォーム』のWebアクセストラッキング機能を利用した場合に、顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといったWeb閲覧履歴情報を当該見込客の個人情報と紐付けることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動分析が可能となることについて、顧客企業がサイト訪問者の適切な理解を促していくことは、当社や当社が属する業界が健全に発展していくための重要な要素となるため、Webアクセストラッキング機能を提供する企業として、当社は顧客企業に適切な対応を促してまいります。

(6) 主要な事業内容
　当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技（上海）有限公司の２社で構成されており、「マーケティングプラットフォーム事業」の開発から販売、サポート業務等の付随業務をしております。また「マーケティングプラットフォーム事業」は「マーケティングオートメーション」と「イベントマーケティング」の２つのサービスから構成されております。
①　マーケティングオートメーション
　当サービスは、主にBtoB企業に対して『シャノンマーケティングプラットフォーム』のクラウドでの提供を軸に、顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しております。
　当サービスの中心となる『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフライン問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化までワンストップで実現します。

② イベントマーケティング

当サービスでは、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『シャノンマーケティングプラットフォーム』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。

当サービスの対象顧客は、展示会主催者、来場者が千人規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

(7) 主要な営業所の状況

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都港区
関西支社	大阪府大阪市北区
宮崎支社	宮崎県宮崎市

② 子会社

名　　称	所　在　地
想能信息科技（上海）有限公司	中国上海

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
マーケティングプラットフォーム事業	152（22）
合計	152（22）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数（名）	前期末比	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
146（22）	8名増	35.8	3.8

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
想能信息科技（上海）有限公司	20,000千円	100%	当社グループのソフトウエア開発

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	177,496
株式会社日本政策金融公庫	77,300
株式会社群馬銀行	37,490
株式会社三井住友銀行	22,511
株式会社りそな銀行	16,640

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　4,800,000株

(2) 発行済株式総数　1,389,250株

(注) 発行済株式総数は、新株予約権の行使により10,400株増加しました。

(3) 当事業年度末の株主数　1,540名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
中　村　健一郎	335,000	24.11
永　島　毅一郎	157,500	11.34
ジェイ・エス・ピー・エフ３号投資事業有限責任組合	150,000	10.80
株式会社SBI証券	35,400	2.55
堀　　譲　治	34,300	2.47
東　野　　誠	25,000	1.80
日本証券金融株式会社	22,100	1.59
中　桐　基　雄	19,100	1.37
角　田　　淳	15,000	1.08
阿　部　文　雄	8,500	0.61

(注) 1. 上記上位10名の株主の持株数は2018年10月31日現在の株主名簿上の持株数であります。
2. 持株比率は自己株式（50株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

（1）当事業年度の末日において会社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名　　称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	30個	20個
保有人数 当社取締役（注）1	1名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,500株	当社普通株式1,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当り35,000円 （1株当り700円）	新株予約権1個当り38,000円 （1株当り760円）
新株予約権の行使期間	2013年7月22日～ 2020年8月24日	2014年8月11日～ 2021年8月23日
新株予約権の主な行使条件	（注）2	（注）3

（注）1. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

2. 新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。

②新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

3. 新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。

②新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

③新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

名　　称	第15回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権の数	150個	750個
保有人数 　当社取締役（注）1	３名	５名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式7,500株	当社普通株式75,000株
新株予約権の発行価額	無償	356円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権１個当り51,000円 （１株当り1,020円）	新株予約権１個当り216,400円 （１株当り2,164円）
新株予約権の行使期間	2018年９月15日～ 2024年１月26日	2019年２月１日～ 2026年１月31日
新株予約権の主な行使条件	（注）2	（注）3

（注）1.　社外取締役及び監査役は保有しておりません。

2.　新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。

②新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

③新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から１年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

3.　新株予約権の行使条件（概要）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期における営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から権利行使期間の末日まで行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)自2018年10月期　至2020年10月期のいずれかにおける営業利益の額が150百万円以上の場合、40％権利行使可能

(b)自2018年10月期　至2020年10月期のいずれかにおける営業利益の額が180百万円以上の場合、75%権利行使可能

(c)自2018年10月期　至2020年10月期のいずれかにおける営業利益の額が240百万円以上の場合、100%権利行使可能

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

（2018年10月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中　村　健一郎	代表取締役社長	NPO法人アップエクスチェンジコンソーシアム監事 一般社団法人シーコンソーシアム理事長
永　島　毅一郎	取締役副社長	
東　野　　誠	取締役	事業担当
堀　　譲　治	取締役	技術担当 IT&Security室長
友　清　　学	取締役	経営管理担当 経営管理本部長
中　里　雅　光	常勤監査役	
筧　　智家至	監査役	グランサーズ株式会社代表取締役 税理士法人グランサーズ代表社員 グランサーズコワーキング株式会社代表取締役 グランサーズベンチャーサポート合同会社代表社員
浅　川　有　三	監査役	浅川倉方法律事務所代表弁護士

（注）1. 当期中の取締役の異動

2018年１月30日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、取締役徳永康雄氏は任期満了により退任いたしました。

2. 当期中の監査役の異動

2018年１月30日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、監査役太田諭哉、塩瀬篤範の両氏は辞任により退任いたしました。

3. 取締役東野誠氏は、2018年12月31日付で取締役を辞任予定であります。
4. 監査役中里雅光、筧智家至及び浅川有三の各氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、監査役中里雅光、筧智家至及び浅川有三の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役中里雅光氏は、約30年間にわたり金融機関にて勤務をしており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役筧智家至氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役浅川有三氏は弁護士の資格を有しており、企業法務を始め法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約に関する事項

監査役筧智家至及び浅川有三の両氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第１項で定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	５名（－名）	57,840千円　（　－千円）
監査役（うち社外監査役）	５名（５名）	7,200千円（7,200千円）
合計	10名（５名）	65,040千円（7,200千円）

（注）1. 2015年１月27日開催の第14期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額１億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 2015年１月27日開催の第14期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2018年１月30日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役２名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 上記以外に、2018年１月30日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の取締役が１名（社外取締役）おります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

氏　名	兼任の職務	兼任先	当社との関係
筧　智家至	代表取締役	グランサーズ株式会社	取引関係はございません。
	代表社員	税理士法人グランサーズ	取引関係はございません。
	代表取締役	グランサーズコワーキング株式会社	取引関係はございません。
	代表社員	グランサーズベンチャーサポート合同会社	取引関係はございません。
浅　川　有　三	代表弁護士	浅川倉方法律事務所	取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言状況
監査役	中里雅光	(取締役会) 14回中14回出席 (監査役会) 13回中13回出席	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
監査役	筧　智家至	(取締役会) 10回中10回出席 (監査役会) 10回中10回出席	2018年１月30日就任以降、当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
監査役	浅川有三	(取締役会) 10回中９回出席 (監査役会) 10回中９回出席	2018年１月30日就任以降、当事業年度において開催された取締役会及び監査役会の大半に出席し、主に弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が７回ありました。
2. 監査役筧智家至並びに浅川有三の両氏は、2018年１月30日就任以降開催の取締役会全10回並びに監査役会全10回のうちの出席回数を示しております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、株主の皆様から一層信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築し、また、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくために、企業経営に関する豊富な経験を有し、十分な独立性のある方を社外取締役として迎えるべく、人選を進めてまいりました。

しかしながら、当社は現在３名の社外監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行をチェックするほか、客観的かつ専門的な立場から適宜意見を述べており、経営監視機能の客観性及び中立性も確保されていると考えているため、選任を急ぐあまり社外取締役の人選が不十分になることは企業価値にマイナスの影響を及ぼしかねず、避けるべきだとの考えから、社外取締役を置いていません。

今後とも、適任者の人選を続けつつ、また、より一層信頼されるコーポレートガバナンス体制の構築に向けて対応を行ってまいります。

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2018年１月30日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、シャノンMVV（Mission、Vision、Value）を掲げるとともに、「シャノン企業行動規範」を制定し、周知・徹底を図る。

② コンプライアンスを推進する体制としてコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。

③ 取締役会は、「取締役会規則」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

④ 内部監査チームを組成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑤ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはコンプライアンス委員会が適切に対応する。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．「シャノン企業行動規範」及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等を制定し、すべての取締役、使用人が法令、定款、社内規程及び社会規範等に違反する行為を未然に防止している。

Ⅱ．内部通報制度を整備し、すべての取締役、使用人の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議、その他の重要な情報（文書または電磁的媒体）は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。

② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長またはその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

③ 内部監査チーム及び各リスクの担当者（担当部署、組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ. 「リスク管理規程」に従って、当社に関わるリスクの認識、分析を行い適切な対応を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

② 経営の組織的･効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．原則として月に一回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。また、職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の職務分掌と各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っている。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社では、グループ会社について、グループ会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。

② 当社では、「関係会社管理規程」において、グループ会社との協議事項等を定め、適宜、グループ会社からの報告を受けるものとする。

③ 当社では、グループ会社に対し倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、グループ会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、グループ会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。

④ グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．グループ経営における業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「関係会社管理規程」を定めているほか、子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議し決裁がなされている。

Ⅱ．グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

② 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。

④ 監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取り扱いをしないことを会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人を指名し、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重することとしている。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

② 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがある時、または取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見した時は、すみやかに監査役に報告するものとする。

③ 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底し、これを「内部通報処理細則」に定めるものとする。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役に報告することを義務付けている。

Ⅱ．監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

Ⅲ．監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。

② 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。

③ 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

④ 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認める時は、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

⑤ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

＜運用状況の概要＞

Ⅰ．代表取締役社長と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っている。

Ⅱ．当社は、監査役会が、独自に弁護士等の外部アドバイザーを活用できる機会を保証している。

連結貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**547,736**	**流動負債**	**384,083**
現金及び預金	184,914	支払手形及び買掛金	73,972
受取手形及び売掛金	278,828	短期借入金	16,640
仕掛品	19,613	一年内返済予定の長期借入金	95,391
その他	64,468	一年内償還予定の社債	30,000
貸倒引当金	△87	未払金	35,629
固定資産	**491,948**	未払法人税等	8,077
有形固定資産	**42,043**	賞与引当金	27,238
建物	41,130	その他	97,134
減価償却累計額	△12,959	**固定負債**	**326,917**
建物（純額）	28,171	社債	105,000
工具、器具及び備品	80,696	長期借入金	221,917
減価償却累計額	△66,823	**負債合計**	**711,000**
工具、器具及び備品（純額）	13,872	**純資産の部**	
無形固定資産	**309,029**	**株主資本**	**329,697**
ソフトウエア	269,636	資本金	386,540
ソフトウエア仮勘定	39,251	資本剰余金	307,252
その他	141	利益剰余金	△363,812
投資その他の資産	**140,875**	自己株式	△282
敷金	54,003	**その他の包括利益累計額**	**750**
保険積立金	85,990	為替換算調整勘定	750
その他	10,909	**新株予約権**	**267**
貸倒引当金	△10,026		
繰延資産	**2,030**		
社債発行費	2,030	**純資産合計**	**330,714**
資産合計	**1,041,715**	**負債・純資産合計**	**1,041,715**

連結損益計算書

（2017年11月１日から
2018年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		1,803,022
売上原価		800,915
売上総利益		**1,002,107**
販売費及び一般管理費		1,033,388
営業損失		**31,280**
営業外収益		
受取利息	117	
助成金収入	4,158	
保険解約返戻金	1,048	
その他	1,095	6,419
営業外費用		
支払利息	3,294	
社債利息	346	
為替差損	1,631	
社債発行費償却	358	5,629
経常損失		**30,491**
税金等調整前当期純損失		**30,491**
法人税、住民税及び事業税	1,246	
法人税等調整額	△480	765
当期純損失		**31,257**
親会社株主に帰属する当期純損失		**31,257**

連結株主資本等変動計算書

（2017年11月１日から
2018年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	383,735	304,447	△332,554	△282	355,344
当期変動額					
新株の発行	2,805	2,805			5,610
親会社株主に帰属する当期純損失			△31,257		△31,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,805	2,805	△31,257	—	△25,647
当期末残高	386,540	307,252	△363,812	△282	329,697

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,922	1,922	—	357,266
当期変動額				
新株の発行				5,610
親会社株主に帰属する当期純損失				△31,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,171	△1,171	267	△904
当期変動額合計	△1,171	△1,171	267	△26,552
当期末残高	750	750	267	330,714

貸　借　対　照　表

（2018年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**522,134**	**流動負債**	**379,761**
現金及び預金	149,591	買掛金	73,972
受取手形	25,050	短期借入金	16,640
売掛金	253,777	一年内返済予定の長期借入金	95,391
仕掛品	19,613	一年内償還予定の社債	30,000
前払費用	59,355	未払金	36,249
その他	14,834	未払費用	18,820
貸倒引当金	△87	未払法人税等	8,077
固定資産	**519,097**	前受金	42,313
有形固定資産	**41,433**	預り金	7,981
建物	41,130	賞与引当金	23,500
減価償却累計額	△12,959	その他	26,814
建物（純額）	28,171	**固定負債**	**326,917**
工具、器具及び備品	78,901	社債	**105,000**
減価償却累計額	△65,639	長期借入金	221,917
工具、器具及び備品（純額）	13,262	**負債合計**	**706,678**
無形固定資産	**318,609**	**純資産の部**	
ソフトウエア	276,807	**株主資本**	**336,316**
ソフトウエア仮勘定	41,660	資本金	386,540
商標権	141	資本剰余金	307,252
投資その他の資産	**159,054**	資本準備金	307,252
関係会社出資金	20,000	利益剰余金	△357,193
敷金	52,182	その他利益剰余金	△357,193
保険積立金	85,990	繰越利益剰余金	△357,193
その他	10,909	自己株式	△282
貸倒引当金	△10,026	**新株予約権**	267
繰延資産	**2,030**		
社債発行費	2,030	**純資産合計**	**336,583**
資産合計	**1,043,261**	**負債・純資産合計**	**1,043,261**

損　益　計　算　書

（2017年11月１日から
2018年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		1,803,022
売上原価		803,634
売上総利益		**999,388**
販売費及び一般管理費		1,023,237
営業損失		**23,849**
営業外収益		
受取利息	1	
助成金収入	4,158	
保険解約返戻金	1,048	
その他	964	6,173
営業外費用		
支払利息	3,294	
社債利息	346	
為替差損	1,391	
社債発行費償却	358	5,390
経常損失		**23,067**
税引前当期純損失		**23,067**
法人税、住民税及び事業税	1,246	
法人税等調整額	△480	765
当期純損失		**23,832**

株主資本等変動計算書

（2017年11月１日から
2018年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	383,735	304,447	304,447	△333,360	△333,360
当期変動額					
新株の発行	2,805	2,805	2,805		
当期純損失				△23,832	△23,832
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	2,805	2,805	2,805	△23,832	△23,832
当期末残高	386,540	307,252	307,252	△357,193	△357,193

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△282	354,539	—	354,539
当期変動額				
新株の発行		5,610		5,610
当期純損失		△23,832		△23,832
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			267	267
当期変動額合計	—	△18,222	267	△17,955
当期末残高	△282	336,316	267	336,583

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年12月17日

株式会社シャノン
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社シャノンの2017年11月１日から2018年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年12月17日

株式会社シャノン
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シャノンの2017年11月１日から2018年10月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年11月１日から2018年10月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年12月14日

株式会社シャノン監査役会

常勤監査役　中　里　雅　光　㊞
監　査　役　筧　　智家至　㊞
監　査　役　浅　川　有　三　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

場所　　東京都港区芝五丁目29番14号　田町日工ビル
ＴＫＰ田町カンファレンスセンター

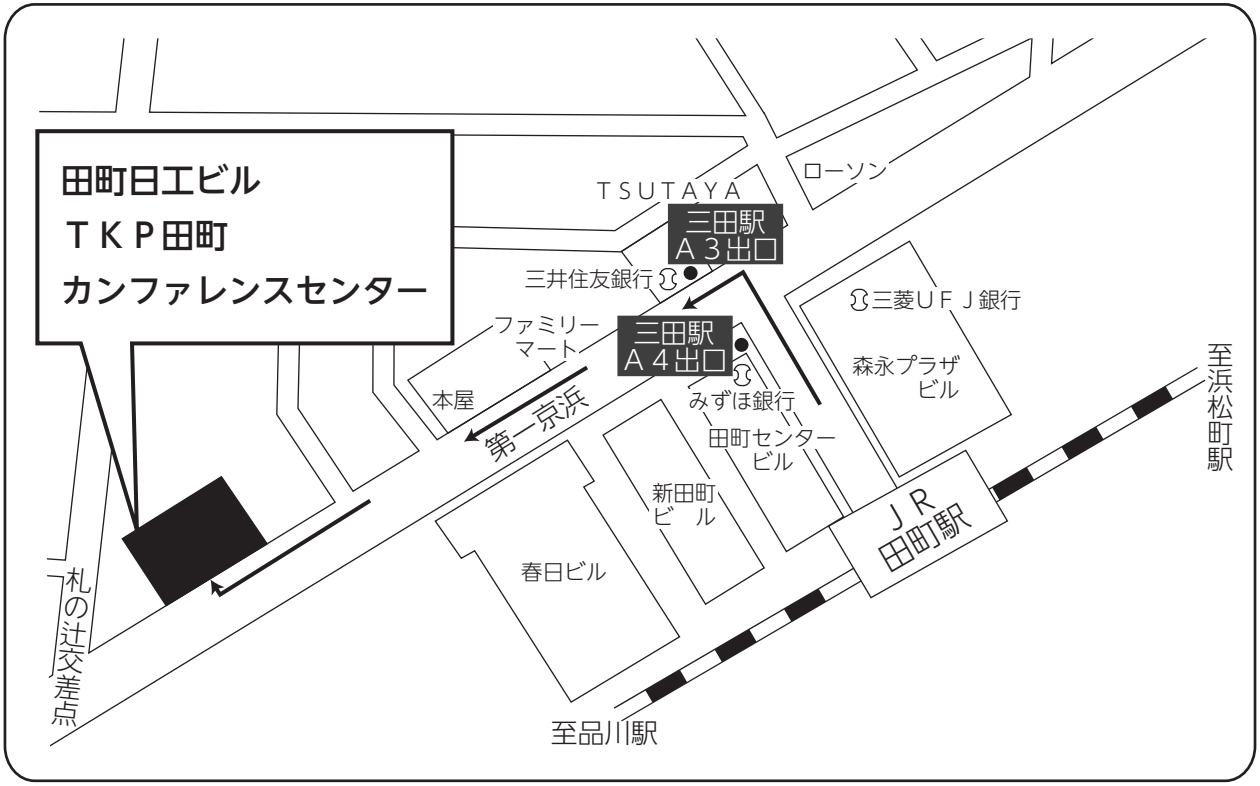

[交通のご案内]

- ＪＲ（山手線・京浜東北線）　田町駅　三田口（西口）より徒歩５分
- 地下鉄（都営浅草線・都営三田線）　三田駅　Ａ３出口より徒歩５分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。